

職場におけるハラスメント防止に関する企業の義務と対策実務

～ 法制化予定のパワーハラスメント防止を中心に ～

【開催要領】

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2019年 6月 21日(金) 13:30~17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

【開催にあたって】

2019年3月9日、内閣より、いわゆるパワハラ防止法案(「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」案)が第198回通常国会に提出されました。報道によれば、来年4月1日施行が目指されており、これまで直接の根拠となる法律がなかったパワハラ防止の防止が企業の法的義務になる予定です。これを契機として、職場におけるパワハラ防止が、企業内外において、これまで以上に注目され、企業(具体的には人事担当者)による適切な対策が重要となることが予測されます。本セミナーでは、このように法制化が予定されているパワハラ防止を中心に、職場におけるハラスメントに関する基礎知識を改めて習得いただくとともに、ハラスメントの防止に向けて、あるいはハラスメントが起きてしまったときに、企業(人事担当者)が何をしなければならぬかを検討することを目的とします。

講師 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士 内田恵美 氏

2000年弁護士登録。2014年までアンダーソン・毛利・友常法律事務所勤務。2017年7月までEY、デロイト・トーマツのメンバーファームの弁護士法人に所属。公認会計士、税理士、コンサルタント等の他業種の専門家とも協働し、日本企業の海外拠点管理、国内外拠点でのリスク案件、企業再編後の人事制度統合、賞金や年金制度の改定などを含み、幅広い人事労務案件を担当。外資系企業の日本進出、日本拠点の人事労務問題に関するHeadquarterへの助言等の経験も豊富。労基署、労働局等の当局対応サポート、役員・従業員向けの企業研修講師も担当。2017年8月から渥美坂井法律事務所・外国法共同事業に所属。経営法曹会員弁護士。論文に「新たな時間外労働の上限規制と企業実務への影響」(労政時報3934号(2017))、「同一労働同一賃金特集～法令・判例に見る非正規社員の合理的な処遇格差の考え方」(労政時報3927号(2017))、「ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件とパート有期法に見るこれからの処遇の在り方」(正社員と非正規雇用労働者との不合理な待遇差解消に向けた論点整理)労政時報第3962号(2018))など。共著に『女性雇用実務の手引き』、『フロー&チェック労務コンプライアンスの手引き』(いずれも新日本法規出版)など。

【申込方法】 当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) から申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	34,560円(本体価格 32,000円)	一般	37,800円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191410-0303 職場におけるハラスメント防止に関する企業の義務と対策実務			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 職		
E-mail			

※申込書にご記入いただいた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問 (FAQ) は当会HPにてご確認ください。(「TOP」→「公開セミナー」→「よくあるご質問」)

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F

【プログラム】

1. 職場におけるハラスメントとは

- (1) パワーハラスメント
- (2) セクシュアルハラスメント
- (3) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

2. ハラスメントはなぜ許してはならないか

- (1) 加害者の責任
- (2) 企業の責任
- (3) 法的責任以外のリスクとは?

3. パワーハラスメント

- (1) パワーハラスメント防止法案の現状
 - ① 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」案(平成31年3月9日国会提出)
 - ② 「労働施策総合推進法」に定められるパワハラ防止措置義務等とは?
 - ③ 新法下における企業の責任とは?

- (2) パワーハラスメントとは
- (3) パワーハラスメントの判断基準・グレーゾーン
- (4) パワハラケーススタディ

4. セクシュアルハラスメント

- (1) セクシュアルハラスメントとは
- (2) セクシュアルハラスメントの判断基準・グレーゾーン

5. 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

- (1) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは
- (2) 職場で起きやすい「マタハラ」問題

6. ハラスメント防止のために企業(人事担当者)は何をしなければならぬか?

- (1) 社内規程、ガイドラインの整備
- (2) 通報窓口は?
- (3) 従業員向け研修はどう行うか?

7. ハラスメントが起きてしまったら、企業(人事担当者)は何をしなければならぬか?

- (1) 対社内
- (2) 対当局
- (3) こじれたら何が起きるか?

8. 質疑応答

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。